

第10回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

- (4) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実
- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。警察が中心となるのではなく、NPO等の民間が中核となるようその育成を図るべきである。【日本弁護士連合会】

（回答）

内閣府は、犯罪被害者等のための施策の推進役として、弁護士による被害者支援についての情報についても、犯罪被害者等施策の推進にかかる総合的な情報提供を行っていく中で、適切な形で提供してまいりたい。

また、民間団体は、犯罪被害者等を支援していくに当たって、支援のネットワーク全体の中で重要な役割を担うものと考えており、その具体的な位置付けやネットワークの中で求められる役割、警察など他の関係機関との連携の在り方等については、第11条関係(3)に規定する「検討のための会」で検討されることとなる。

１．相談及び情報の提供等（基本法第１１条関係）

(17) 「ＮＰＯポータルサイト」による情報取得の利便性確保

(18) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

- ・ 「ＮＰＯポータルサイト」では、ＮＰＯ法人に限定することなく、任意団体の中でも支援実績のある団体の情報も掲載するようにしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害者団体等ポータルサイトに参加する犯罪被害者団体の活動状況を把握するとともに、利用者の安全についても十分な配慮が必要である。【犯罪被害者団体等】

（回答）

ＮＰＯ情報ポータルサイトは、内閣府だけでなく、各都道府県において認証された特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の情報を一元的に提供することで、市民がより簡単に特定非営利活動促進法に基づく認証法人の情報を入手できるような環境整備を図るものである。

当該サイトに任意団体の情報を掲載することにより、提供する情報の範囲が不明確になることや、情報の収集・管理が困難となることなどが危惧されることから、当面ＮＰＯ法人のみに限定してサイトの構築をまいりたい。

一方、犯罪被害者団体等ポータルサイトにおいては、法人格を有するか否かにかかわらず、犯罪被害者団体等として活動している団体について広く把握し、参加いただくことを想定している。特に自助グループについては、犯罪被害者等への支援における重要性が注目されており、多くの犯罪被害者支援団体がその設立に協力するなどしているところ、こうした自助グループの情報を提供していくことは有意義と考える。

なお、ご指摘のとおり、利用者の安全についても十分な配慮が必要であると考えており、サイトの運用において留意してまいりたい。

１．相談及び情報の提供等（基本法第 11 条関係）

(19) 自助グループの紹介等

- ・ 長期的支援活動の中に「自助グループ」の位置づけもきちんと行ってほしい。【犯罪被害者支援団体】

（回答）

自助グループについては、犯罪被害者等を支援していくに当たって、同じ境遇にある当事者同士の集まりという特別な性格及び役割を有するものとして、犯罪被害者等の支援にあたり重要な役割を担うものと考えている。その具体的な位置付けについては、行政府が一方的にそれを行うことは控えるべきと考えるが、第11条関係(3)に規定する「検討のための会」においても、自助グループの役割等も念頭に置きながら、全体の連携やネットワークの在り方が議論されるものとする。

1．相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(35) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

- ・ ケアコーディネーターの質の保証のために、一定のスコアを取ったものだけが被害者支援に関われるといった制度を確立してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ ボランティアではなく国から認められた存在として支援に関わってもらうようにした方が長期的支援が可能。【犯罪被害者団体等】
- ・ 被害者にとっては、警察、検察、裁判所への対応は心身とも負担となる。「犯罪被害者支援センター」に犯罪被害者等支援のコーディネーターを置き、総合的・継続的な支援の展開を希望する。【犯罪被害者団体等】

（回答）

犯罪被害者等に対して、どの機関・団体等を起点としても必要な情報提供や支援が途切れることなく受けられる体制を作るに当たって、機関・団体間を橋渡しする役割をする者の重要性については認識しているところ、上記要望については、第11条関係(3)の「検討のための会」において、併せて検討することとなる。

1．相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(35) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

- ・ 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門家チームの育成の際は、警察と一定の距離をとりつつ、警察とも連携することのできる人材を育成することが必要。いのちの電話との連携についても重要。支援センターで受けた二次被害について、きちんと検証したり、相談できる特別委員会ないし特別相談窓口は設置しておくべき。【犯罪被害者団体等】

（回答）

コーディネーターや専門家チームの育成に関しては、上記回答のとおり。いのちの電話など各種の取組との連携・ネットワーク化や窓口機能の在り方等についても、同様に、第11条関係(3)の「検討のための会」において議論されるものと認識している。

支援センターで受けた二次的被害については、当該センターを所管する各地方公共団体の犯罪被害者等施策担当部局や広報・広聴担当部局にお寄せいただくことが、最も早い解決の道であると考えられ、当該窓口の整備は重要であると考えが、支援センター等における二次的被害についての把握は、内閣府としても、犯罪被害者団体等からの意見聴取や、今後行うこととしている研究調査等を通じて行うとともに、必要な啓発等を行ってまいりたい。

1．相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

手引書の作成・配布

- ・ 犯罪被害に遭ったときの心構え等を列挙した行政作成の手引書の配布が必要。【パブコメ】

（回答）

「犯罪被害に遭ったときの心構え」の趣旨が定かではないが、犯罪被害者等にとって必要となる手続や支援の概要、関係する諸機関・団体の連絡先等を記載したものについては、警察において「被害者の手引」が作成・配布されているところ（11条関係(24)参照）。

一方、犯罪等の被害に遭うことを想定して、被害直後の混乱等に対処できるようにする等といった観点から一般国民向けに配布される文書を指すのであれば、内閣府としても、手引書としての配布は今後検討するとして、まずは、今後行う各種の研究調査の結果を用いた効果的な啓発資料を作成する中で、当該ご要望の趣旨についても盛り込んでいくよう留意してまいりたい。

１．相談及び情報の提供等（基本法第１１条関係）

【過去の要望の精査を踏まえた追加分】

- ・ 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。【犯罪被害者団体等】

（回答）

内閣府における交通事故被害者に対する事業として、当該要望に関連するものとして、地域における交通事故相談活動を推進するため、地方公共団体の交通事故相談所等に対する支援を行っている。

具体的には、相談内容の多様化・複雑化に対処する必要があることから、当該活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図ることとしている。

2．調査研究の推進等（基本法第21条関係）

民間支援団体の現状に関する検証

- ・ 地方では被害者が声をあげないため、民間支援団体が被害者のニーズに応えるものとなっていない。被害者が求める支援団体となっているか検証することも必要。【パブコメ】

（回答）

内閣府としては、様々な媒体を通じて、これまで声をあげにくかった犯罪被害者等の声を拾い上げるよう努める（推進体制(4)各号参照）とともに、地方公共団体とも連携し、犯罪被害者支援団体等への啓発活動等を行ってまいりたい。

2．調査研究の推進等（基本法第21条関係）

海外における支援カリキュラムの研究

- ・ 被害者自身を海外に派遣し、支援カリキュラムの国内適応を積極的に行うべき。【犯罪被害者団体等】

（回答）

海外の取組の紹介等については、政府が直接情報提供を行っている現状と比較して、こうした派遣事業の実施が追加的にどのような効果をもたらすか等の検証が必要である。

その上で相当の効果が認められる場合には、派遣国、派遣期間、派遣者などを踏まえ、内閣府が行っている青年国際交流事業の活用を含めて検討してまいりたい。

2．調査研究の推進等（基本法第21条関係）

海外における支援カリキュラムの研究

- ・ 諸外国情報を入手した後、それらを積極的に公開してほしい。【犯罪被害者団体等】

（回答）

諸外国の情報については、今後も、個別具体的な施策の企画・立案・実施の際に参考になると考えられるところ、内閣府としては、当該施策の企画・立案等を行う場（検討のための会を含む）に、参考とすべき諸外国情報を提示していくこととなるが、情報公開法に基づき、会議等情報の一環として、企画・立案等の場に付された当該情報を公開していく考えである。

また、諸外国情報について総覧・整理できるもの等については、年次報告等の中で採り上げることも検討する。

3．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施

- ・ 民間団体では、権限もネットワークも資金も不足しており、法的な裏づけもない。民間団体の活動の指針や根拠のような仕組みを示してほしい。民間団体における相談者に対するサービスを標準化させることが必要。【犯罪被害者団体等】

（回答）

民間団体は、犯罪被害者等を支援していくに当たって、支援のネットワーク全体の中で重要な役割を担うものと考えており、その具体的な位置付けやネットワークの中で求められる役割等については、第11条関係(3)に規定する「検討のための会」で検討されることとなる。また、民間団体における資金不足への対応については、第22条関係(1)に規定する「検討のための会」で検討されることとなる。

3．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施

- ・ 各省庁からの助成が受けられやすい独立行政法人としての組織を作り、全国どこの地域においても標準的な支援が、継続的に受けられる組織が必要。【犯罪被害者団体等】

（回答）

全国どこの地域でも標準的な支援を継続的に受けられるようにする体制の構築という観点からの要望と考えられるが、既存の関係機関・団体等のほか、どのような機能、どのような法人格を持つ団体が必要かということについても、第11条関係の(3)で規定する「検討のための会」において検討されるものと理解している。

なお、犯罪被害者等に対する支援を行う独立行政法人に準じた機関として、日本司法支援センターが、来年秋より業務を開始する予定である。

3．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(2) 民間の団体への支援の充実

- ・ 早期援助団体の支援対象は罪種が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。【犯罪被害者団体等】

（回答）

早期援助団体への支援の対象となる罪種の検討については、今後の犯罪被害者等施策の進展や、犯罪被害者等あるいは犯罪被害者団体等からの要望等も踏まえ、警察庁で適切に判断されるものと理解しているが、そのほか、第11条関係の(3)で規定する「検討のための会」や第22条関係の(1)で規定する「検討のための会」において、早期援助団体が有するものとは別の便宜等を一定の民間団体に付与するための認定制度の必要性についても、あわせて議論されることとなる。

3．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(2) 民間の団体への支援の充実

- ・ ボランティア研修に関しては、もっと体系づけた、専門的な内容にして、どこの都道府県においても同じレベルの被害者支援が受けられるようにしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 民間団体で活躍するボランティアを養成するための統一的なカリキュラムと資格を確立してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 公的機関で支援員の人材育成をしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 民間団体でボランティア活動をする方に対する身分の保証をしてほしい。【犯罪被害者団体等】

（回答）

第11条関係の(3)に規定する「検討のための会」におけるネットワークの在り方の検討において、どのように当該要望を実現させることができるかという観点を含めることとしたい。

3．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(3) 民間の団体等に関する広報等

- ・ 支援組織に対する財政的援助・広報に際し、警察と密接に結びついた早期援助指定団体に対する援助・広報と、警察とは一定の距離をとりつつ連携するその他の民間支援組織への援助・広報とに格差を設けないでほしい。

【犯罪被害者団体等】

（回答）

内閣府の行う広報に関して、ご指摘のような格差を設けることは考えていない。

また、どのような団体にどのような財政的援助を行うかについては、第22条関係(1)に規定する「検討のための会」において議論されるものとする。

３．民間の団体に対する援助（基本法第２２条関係）

（４）特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の適切な運用

- ・ 認定ＮＰＯ法人制度において、国税庁の認定を緩和すべきである【日本弁護士連合会】

（回答）

税制改正要望については、毎年、政府・与党の税調で議論された上で、政府として閣議決定を行うプロセスが確立しているところ、御指摘のような税制改正要望が個別具体的にあれば、必要な検討をしてまいりたい。

3．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

被害者の意見を踏まえた民間支援団体の設立・運営

- ・ 地方の支援センターには、準備段階から被害者を交え被害者意識を認識して設立してほしい。設立後もしっかりとその役割を果たせる団体を希望する。【パブコメ】

（回答）

当該要望の趣旨については、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議等の機会を活用して、都道府県の担当者に対して伝達することとしたい。

3．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

民間支援団体への情報提供の充実

- ・ 支援団体に対する犯罪被害者に関する情報の提供方法、情報の管理方法を基本計画に具体的に記述してほしい。【犯罪被害者団体等】

（回答）

基本計画においては、基本法の規定からは、「施策を総合的・長期的に推進するための施策の大綱」及び「施策の総合的・計画的な推進のために必要な事項」を定めるものとされているところ、御要望のような手続面について基本計画にすることはなじまないと考えられるが、一方で、犯罪被害者等に関する情報の提供・管理については、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適切に取り扱われるべきと考える。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1．国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(6) 家庭における命の教育への支援の推進

- ・ 父兄も犯罪被害者等への理解を深めるべき。【犯罪被害者団体等】

（回答）

父兄については、その子弟が通う学校において当該理解を深めるような啓発を受けることも重要であるが、そのほかにも、一般的な啓発活動等に参加していただくことでも理解を深めていただくことは可能と考えており、少なくとも、内閣府が今後行うこととしている研究調査の結果を用い、犯罪被害者等の置かれた状況について理解を深めるよう努めてまいりたい。

1．国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(8) 犯罪被害者等施策に関する特定の日ないし期間にあわせた集中的な啓発事業の実施

- ・ 犯罪被害支援の日として、10月3日を浸透させてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ すべての事故現場に献花をする日（犯罪被害者支援の日）をつくってほしい。【犯罪被害者団体等】

（回答）

警察庁と協力し、「犯罪被害者支援の日」の浸透に努めてまいりたい。

また、「すべての事故現場に献花をする日」については、当該日を設定して事業として行う性格のものというよりはむしろ、特定の日当該活動と呼びかけ、その呼びかけの下に国民（あるいは有志）が自主的に行う活動として行う性格のものであると考えられる。まずは、当該日を設定するというよりはむしろ、犯罪被害者等施策に関する特定の日ないし期間に行う啓発事業のアイディアの一つとして、啓発事業実施の際に、当該アイディアを活用させていただくこととしたい。

1．国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(8) 犯罪被害者等施策に関する特定の日ないし期間にあわせた集中的な啓発事業の実施

- ・ 被害者のことを国民一人一人が自分のこととして考える「犯罪被害者週間」の創設【パブコメ】
- ・ 犯罪被害者が国民に理解を求めるために「犯罪被害者週間」を設けようとする考えは、自分本位だと思う（年に一度は国民一人一人が犯罪について語り、論じるような「犯罪防止の日」を犯罪被害者が望むことができれば、国民からの理解を得られる。）【パブコメ】

（回答）

検討会において特段の意見がなければ、「特定の日ないし期間」については、「週間」とすることとしたい。

一方、週間の趣旨を何にするか、どの期間とするかについては、検討会の場に、これまでの要望等を踏まえた事務局案を提示するので、それにのっとり、ご議論いただきたい。

なお、啓発を目的とした「犯罪防止の日」のご提案については、それ自体の必要性を否定するものではないが、犯罪被害者等施策という観点から考えたとき、犯罪のない社会づくりについての国民理解が高い一方で、犯罪被害者等の置かれた状況や関連施策等に関する国民の理解が遅れていることを踏まえれば、犯罪被害者等に関する国民理解を高めるための「週間」に代わるものとしての提案ということであれば受け入れがたい。

1．国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

- ・ 交通事故犯罪を国民に理解してもらい、正当な扱いへの礎となりうることのひとつとして、国の主導する「交通事故慰霊祭の開催及び慰霊碑の建立」を実施してほしい。【犯罪被害者団体等】

（回答）

犯罪被害者等に関する啓発事業の実施に当たって、これまで多くの犯罪被害者等の犠牲があったことを念頭に事業を行うことは、施策担当者としても重要なことと考えており、また、国民が犯罪被害者等を慰霊する気持ちを持てるような啓発事業としていくことが重要であると考えている。こうした点については、全国交通安全運動をはじめ、交通安全に関する各種の啓発活動等にも活かされており、今後も当該視点を踏まえながら事業が展開されるものと考えている。

1．国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

- ・ 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進に関して、統計数値だけでなく、犯罪被害者が置かれた状況について手記集などを用いて国民の理解を深めることも大切である。【犯罪被害者団体等】

（回答）

要望の趣旨等も踏まえ、研究調査結果を用いた啓発資料作成に当たっては、統計数値と犯罪被害者等の置かれた状況に関する事例とを照らし合わせることで、さらに啓発効果を高めることが期待されることから、ご趣旨を踏まえた施策を実施したい。

1 . 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

- ・ サリンの知識のない国民が、サリン被害者を「伝染病者、精神病者、不具者」として差別視し、サリン被害者はそれらに耐えて生きていることを国は認識してほしい。【パプコメ】
- ・ 犯罪被害についても、交通事故等と同じように危機感を覚えて、それに対応する知識と心構えをもっと国民は勉強すべきだし、それを国が推進すべき。【パプコメ】
- ・ 一般の国民が遭遇する可能性の高い、被害が起こった直後の「救急救命」に関する国民の理解を高めるべき。【パプコメ】

（回答）

内閣府の行う各種啓発活動については、当該要望があったことを踏まえた上で実施することとしたい。

啓発事業を集中的に実施する「犯罪被害者等
施策に関する特定の期間」に係る提案一覧

○ 犯罪被害者団体等ヒアリング・国民からの意見募集における提案

日付・期間	名称等	提案の性格
基本法成立日 (12月1日) の直前の週末	「犯罪被害者等基本法記念日」 の設定	市民活動に努め、各地で被害者が支援者となって支援活動を行う自助活動の集会へ参画し、諸問題の報告、次年度の課題、各被害者団体の交流などを促進
6月4日 ～10日	「犯罪被害者週間」の設定	犯罪被害者に対する国民の意識を高め、犯罪被害者の尊厳と権利を尊重し、国民が、犯罪被害者の抱える様々な問題を自らの問題として考え、行動する
10月3日	「犯罪被害者支援の日」の浸透	小中学校から大人にまで当該日を浸透させ、犯罪被害者の本当の実態を知り、犯罪被害を少しでも減らす

○ 内閣府が集中的に啓発事業等を行うべき「期間」の候補

名称等	期間	備考
(案1) 犯罪被害者等基本法記念週間	11月25日 ～12月1日	「12月1日を起点とすると人権週間と重なるため不適」との構成員意見あり。
(案2) 犯罪被害者週間	6月4～10日	犯罪被害者が国民に理解を求めるために「犯罪被害者週間」を設けるとの考えに対する反対意見(パブコメ)あり。
(案3) 犯罪被害者支援週間	10月3日を 中心とする週	「犯罪被害者支援の日」を「週間」にすることを提案する要望等なし。